台大日本語文研究第 17 期
2009 年 6 月，頁 1-14
2009 年「台灣大學日本語文學系演講系列」（2009 年 4 月 28 日）特別寄稿

日本社會語言學之觀點

眞田信治*

摘要

日本社會語言學研究之目的爲：調查日常生活中實際使用的語言，透過該語言現象與社會背景關聯之解析，深入探討日本社會所面臨之問題點。

現今的日本社會，以日語以外的各種語言爲母語之人口逐漸增加，該如何確保各語言人口的「語言權」儼然形成一大重要課題。具體而言，例如有：醫療、教育、社會福利、訴訟等領域的語言使用問題、手語相關問題、與刻板印象息息相關的角色語問題、以及異文化接觸下的非母語使用者受排擠問題等。

針對這些問題，歐美各國政府已與社會語言學家共同攜手合作努力設法解決。而，日本則剛起步。

關鍵詞：社會語言學、語言權、日本手語、刻板印象、異文化接觸

* 奈良大學文學部教授、大阪大學名譽教授

A Japanese Sociolinguistics Point of View

Sanada, Shinji*

Abstract

Japanese sociolinguists conducts fields surveys of language in it various domains of usage, analyzing insights into society gained through an examination of language phenomena, and aiming to shed light on problems facing Japanese society.

In present day Japan, which supports a population who native languages are increasing in diversity, the protection of “language rights” has become a problem of the highest magnitude. This includes issues of the languages used in medicine, education, social welfare, and the courts, but also extends to issues of sign languages, the stereotypical images of so-called “character speech” (yakuwari-go), and even to problems of non-native speaker exclusion in cross-cultural contact situations.

In countries of the West, governments and sociolinguists have joined forces to work towards the amelioration of such problems, but similar efforts in Japan are still in their infancy.

Keywords: sociolinguistics, language rights, Japanese sign language, stereotypes, cross-cultural communication

* Professor of the Faculty of Letters, Nara University; Honorary Professor, Osaka University

日本社会言語学の視点

眞田信治*

要旨

日本の社会言語学は、それぞれの現場において使われていることばを調査し、その言語現象を通じてどんな社会が見えるかを分析しつつ、日本社会が抱える問題点を明らかにすることを目的としている。

多様な言語を母語とする人々を抱えつつある現在の日本にあっては、その「言語権」をいかに保証するかということが非常に大きな問題として浮上している。それはたとえば、医療や教育、福祉、裁判などの場における使用言語の問題、手話をめぐる問題、ステレオタイプにかかわる役割語の問題、そして、異文化接触における非母語話者排除の問題などである。

欧米の国々では、政府と社会言語学者が連携してこうした問題の解決にあたる努力をしているが、そのような取り組みは日本では始まったばかりである。

キーワード：社会言語学、言語権、日本手話、ステレオタイプ、異文化接触

* 奈良大学文学部教授、大阪大学名誉教授

日本社会言語学の視点

眞田信治

一、社会言語学の見方

18 世紀の末から徐々に発展してきた言語学は、「言語の体系はすべて平等である。『未開の言語』や『くずれた言語』などというものはない。あるのは体系間の違いだけである」といった、相対論的な見方をひとつのテーゼとしてきた。この見方によれば、言語学の歴史は、さまざまなことばの体系を、それ自身、他とは異なった、独立した言語体系であると認めるようになった歴史である。たとえば、下の、不等号の左の言語体系は、時間的に先に言語学の正当な対象と認められたものであり、右の体系はそれに遅れて正当に評価されるようになった（なりつつある）ものである。

（1）伝統言語と新規言語：
　古典語＞現代語、成人語＞若者語

（2）先進文化の言語と開発途上文化の言語：
　先進国の言語＞開発途上国の言語、中央語・大都市語＞方言

（3）既存の言語と新規発生言語：
　語彙供与言語＞ピジン・クレオール
　母語話者語＞学習者言語（中間言語）、大人語＞幼児語

（4）社会的上位者の言語と下位者の言語：
　男性語＞女性語、マジョリティの言語＞マイノリティの言語
　貴族の言語＞庶民の言語

（5）高待遇語と中立・低待遇語：
　高待遇語（敬語など）＞中立待遇語・低待遇語（卑罵語など）

この、研究対象の拡大の歴史は、社会言語学を含む広義の言語学が共有する歴史でもある。そのなかで社会言語学は、とくに、社会的に虐げられてきた人々の言語に独自の体系性を見出すことによって、言語面から、彼らが社会的に平等であるという主張をサポート

してきたという歴史をもっている。たとえばアメリカでは、1960年代の公民権運動が盛んな時期に、アフリカ系アメリカ人の英語の研究などが大きな進歩を見せた。

反面、社会言語学の独自の視点として、「それぞれの言語は体系としては平等でも、社会のなかでは不平等である」という事実を直視することがあげられる。この不平等性は、次のような事実に明確に現れている：一方では話し手の数が増えている大言語があり、また一方には話し手が別の言語に乗り換えて消滅の危機に瀕している言語がある、書店におかれている外国語の辞書の種類・ページ数・説明の詳しさ・値段などが言語によって大きく異なっている、勉強することによってお金になる言語とそうでない言語がある、等々。

二、社会言語学的な問題のありか

社会言語学という学問は、欧米と日本で互いに独立して発展してきたところがあるが、その背景には、共通して、次のような動機が柱として存在する。

（a）ことばの多様性の整理（言語学的な理由）

（b）ことばをめぐる社会問題の解明（社会的な理由）

まず（a）について。ひとつの共同体は、その内部に、複数の言語や、ひとつの言語の地域方言・社会方言・スタイルなどのさまざまな下位変種を抱え込んでいる。つまり、ひとつの共同体は、全員が同じことばを使うといった等質的な社会ではなく、むしろさまざまな種類のことばが飛び交った混質的なことば状況を呈しているのが普通である。この多様性をもたらすものは、（a-1）言語の自律的変化、（a-2）言語接触、（a-3）（敬語やポライトネス、ことばの性差・階層差などの）社会の要請といった、どこの社会でも普遍的に見出される要因であるが、日本での位相語研究や方言研究なども、やはりひとつの共同体のなかのことばの多様性に気づき、それを整理することがその出発点であった。多様性のなかに規則性を見出し、その規則性がなぜそのようなかたちで存在するのかを解明すること、

これが、現在にいたるまで変わらない社会言語学の研究課題のひとつである。

次に、(b) の、ことばをめぐる社会問題の解決ということについて。日本の社会言語学の源流はいくつかあるが、そのひとつに言語生活研究がある。この分野は、「国語の合理化の確実な基礎を築く」こと、あるいは、民主的な「国語政策の立案上参考となる資料」を作成することといった文言をその設置法にもつ、1948 年設立の国立国語研究所が主導してきた。その成果は地域社会の共通語化・待遇表現の運用・雑誌の用字や語彙・幼児の言語能力の発達などをめぐる一連の研究報告書、あるいは方言の地図（『日本言語地図』『方言文法全国地図』）などのかたちでまとめられているが、これらの研究にはいずれも、ことばをめぐる社会問題の認識が基礎にあった。

三、「言語権」をめぐって

言語権とは、自らの言語、特に母語を自由に用いる権利のことである。言語権が普遍的な権利としてみなされるようになったのは第二次世界大戦後で、主として国連の指導によって国際憲章や規約として明文化され、普及がはかられてきた。1948 年の「世界人権宣言」は、言語の継承や使用における平等をはかり差別を撤廃しようとするものであったが、その擁護される主体は個人であった。1951 年ユネスコは児童への民族語を用いた初期教育を提唱し、世界の民族語教育に影響をあたえたが、言語権としてはまだ一般には認知されておらず、むしろ学習効果をたかめ、主流派言語への順調な移行の手段としての色合いが強かった。その後 1966 年の「市民的および政治的権利に関する国際規約」においてようやく、集団のメンバーとともに自己の言語を使用する権利が文化や宗教実践の権利とならんで言及された。また 1992 年の「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」は、少数者への差別の禁止とともに、私的・公的場面での言語使用の権利を主張し、さらに国家に少数派の集団的帰属意識の強化に対する支援を課している。そ

の後提案された 1996 年「世界言語権宣言」において、集団的言語権はさらに「すべての言語は集団的帰属意識の表現である」と明確に規定されている。

言語権保障の対象主体とされるのは、一般に社会における主流派言語以外の言語の話者、あるいは話者集団であるが、おもに a）社会の伝統的（地域的）少数言語話者、b）移民言語話者（難民・亡命者など人道的理由で受け入れられた者、自由意志による移住民）、c）手話話者、の三つに分けられる。これらの人々にとって、保障されるべき言語権の具体的内容として挙げられるのは、おもに次の項目である。

＊日常生活、教育、メディアなどにおける言語の私的・公的な使用
＊司法における使用
＊行政における（窓口、公的サービスを受ける際の）使用
＊公的な母語学習
＊自己同定の権利を尊重されること（すなわち言語による差別の禁止）
＊多数派言語の学習・使用

四、「日本手話」について

国連障害者権利条約（2006.12.13 採択）に「手話は言語である」という条項がある。日本政府は、2007 年 9 月 28 日、この条約に署名した。いまその批准に向け動いている。これによって、日本におけるもう一つの「公用語」が出現するわけである。日本社会における新しいタイプのバイリンガル状況が生まれ､広がろうとしている。また、今までに存在しなかった、バイモーダリティ／バイリンガル家庭（手話で育てる聞こえる家族）も増加しつつある。

日本手話は、日本語とは独立した文法を持つ、日本の聾者が日常的に用いている言語である。手話は国ごとに、地域ごとに異なるのだが、日本のなかでも主として寄宿制聾学校の違いを背景とした変

異（方言）があり、音声言語の「音」に相当する最小構成単位である手話の音素（通常、「手型」「手の位置」「手の動き」の 3 つ）の範囲でも、ある地域で使われる手型が他の地域では存在しなかったり、同じ概念を表すのに異なった語（手話語彙）が用いられたりしている。

なお、現時点で日本手話の母語話者数は 5 万～6 万人と推定される。母語話者の高齢化が進み、口話主義教育（音声日本語を教育媒介言語とする聾教育）によって若年層の母語話者が育っていない日本手話は消滅の危機に瀕している。ちなみに、欧米やアフリカでも indigenous な手話は同様の危機に瀕しているようである。また、手話の世界でもグローバル化が進み、たとえば、強力な手話言語であるアメリカ手話（American Sign Language）が全世界を席捲する方向に向かっているという。

五、研究の展望

ここでは、日本社会言語学の研究分野において、視点を拡大しつつ、今後の取り組みが予想される領域その他、問題のありかを指摘しておこう。

（一）ステレオタイプとしての「役割語」の研究

話し手の社会的属性と結びついたことばに役割語がある。役割語とは、「ある特定の言葉づかい（語彙・語法・言い回し・イントネーション等）を聞くと特定の人物像（年齢、性別、職業、階層、時代、容姿・風貌、性格等）を思い浮かべることができる」、あるいは、「ある特定の人物像を提示されると、その人物がいかにも使用しそうな言葉づかいを思い浮かべることができる」といった類のことばのことである。たとえば、次のようなものがその代表である（金水 2003）。

・そうよ、あたしが知ってるわ　＜女の子＞
・そうじゃ、わしが知っておる　＜老博士＞
・そや、わてが知っとるでえ　＜関西人＞
・そうじゃ、拙者が存じておる　＜お武家様＞

・そうですわよ、わたくしが存じておりますわ　＜お嬢様＞
・そうあるよ、わたしが知ってあるよ　＜（ニセ）中国人＞
・そうだよ、僕が知ってるのさ　＜男の子＞
・んだ、おら知ってるだ　＜田舎者＞

役割語の研究は、「集団 X は言語的特徴 YL をもつ」あるいは逆に「言語的特徴 YL をもつのは集団 X である」といった、話者がもつ社会方言（sociolect）のイメージを扱うものである。このイメージはステレオタイプの一種であるといえる。ステレオタイプとは、「集団 X ならば特徴 Y をもつ」、あるいはその逆の認識のあり方を指す。たとえば、「日本人は勤勉だ」「老人は頑固だ」といった考えもステレオタイプである。役割語は、話者がもつステレオタイプのうち、言語的側面にかかわるものだということができる。ステレオタイプは、混沌とした外界の情報をごくおおざっぱにカテゴリ化することによって、細部にこだわらずに行動することを可能にする認知能力の現れであるが（プラスの側面）、カテゴリ化された集合の個々の要素（＜博士＞と括られたなかのひとりひとりの博士など）の特性に注意を払わないというマイナスの側面もあわせてもっている。また、ステレオタイプには、内集団（in-group）に対するものと外集団（out-group）に対するものがあり、一般に、内集団は「変化に富み複雑」と捉えられて肯定的な特徴が付与されるのに対して、外集団は「均質的」と把握されて否定的な特徴が付与されることが多い。

（二）批判的談話分析の研究

日本の社会言語学の関心は、これまで主に言語的な側面の分析に偏っていたように思われる。しかし、近年では、個々の談話を分析することからスタートしつつ、そこで止まらずに、社会問題という大きな問題に取り組んでいこうとする傾向が強まっている。何のためにことばの実態を知るのかと問えば、社会的な問題と取り組む実践的な学問としての社会言語学が見えてくるはずである。いわゆる「異文化間対照研究」や「異文化接触研究」も、多言語社会において生じている様々な問題の基礎研究として大きな意味を持つものに

なるだろう。

なお、現代社会の不平等な力関係が内包された談話を批判的に分析するという認識のもとで発展してきた批判的談話分析（Critical Discourse Analysis）の研究姿勢は、共生社会のありかたを問うのに重要な役割を果たすことになる（野呂・山下 2001）。現実に広まる多言語環境のなか、通じないこと、誤解、そして、それによる摩擦が普通の光景となる社会での人々の行動を調べる意義は大きい。近い将来の日本では、「日本人－外国人」「モノリンガル－バイリンガル」といった対立が不明瞭になっていく流れと、それに対抗する動きとが緊張関係を構成し、それが談話という形をとりながら様々な問題を引き起こすのではないかということが予想される。たとえば、非母語話者との接触場面で日本人母語話者が展開する「日本人は」という談話に伺える、非母語話者の排除という問題に焦点を当てることも可能であろう。また、次のような問題設定も、個々の談話の分析の世界から多言語社会のありかたを問う言語行動研究を促すものとなると考える。

＋日本語教育の場において、教える側や学習する側がどのような形で自身や相手の発話や文章を訂正したりしているのか。またその訂正作業を支える規範や発想はどのようなものか。

＋いわゆる「美しい日本語」を守ろうとする動きはどのような所に見られるか。また、それはどのような形で見られるか。

なお、第二言語習得の過程における、いわゆる中間言語の研究の深化とともに、母語の役割が再認識されてきている。そのなかで、その影響は、音声・語彙・文法といった言語そのものに限らず、依頼や断りなど、言語行動面にも広がることがわかってきた。たとえば断りについて、日本語を母語とする英語学習者が、誘いを断るときには「用事があるので」といった漠然とした理由をあげる、また、壊したものを弁償するといった申し出に対して辞退するときには「形あるもの、いつかは壊れる」といった哲理を説く、などの行動が、欧米人には奇異な行動に見えるようである。

（三）言語接触現象の研究

日本における外国人登録者の数は、2007年末の時点で約215万人、総人口の約 1.6%を超えた。その数はこれからもどんどん増え続けていくと予想される。

外国人住民の急増、定住化の傾向は、これまでの日本社会にとって、地理的に広範囲、社会的属性と来日する目的の多様性、といった点で前例のない事態である。彼らが日本にやってきた目的には、生まれ育った国を出て、より広い世界で自己を試し、その可能性に挑戦したいという自己実現志向型がある一方、母国での経済的、社会的、心理的状態を忌避するための、いわば難民型のケースがある。いずれにしても、日本社会は今や外国人といかに「共生」するかという課題に直面しているのである。

これまでの日本での研究は、「外に向かっての国際化」のために海外からの情報を取り寄せ、また、向こうに出向くことにエネルギーを費やしてきたが、「内なる国際化」に対してはあまり興味を示してはこなかった。自分のまわりの人々に目を向け、そこから何かを学ぶといった足元を見つめる姿勢が基本的に欠如していたように思われる。今後、日本人が、異なった言語、生活習慣、価値観を背景に持っている人々に心を開き、その違いを受け入れ、共生していこうとする多言語・多文化主義に裏付けられた生き方を選ぼうとするなら、民族やエスニシティだけにこだわらないポスト・エスニック・マルチカルチュラリズムに向かっての研究に着手することが必須なのである。

このような観点から、大阪大学での21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」において、筆者たちは、「言語の接触と混交（Language Contact and Admixture）」をテーマとするプロジェクトを進行させた。その成果は、津田・真田・工藤（2007）としてまとめたのであるが、ここでは、その成果報告書の内容の一部を紹介しよう。報告書は全3部からなる。第1部では、日本社会における共生への歩みを、フィールドワークをもとに多元的に捉えようと試み

ている。第 2 部では「言語接触論からみた日本語：そのさまざまな姿」として、ブラジル沖縄系移民社会を対象に、琉球語、日本語、ポルトガル語がコミュニケーションの手段としてどのように使用されているのかを中心に探っている。第 3 部では、東アジアの各地における日本語使用の背景とその様相を考察している。

まず、第 1 部の津田葵ほか「外国人生徒の学校教育環境：高等学校を中心に」では、外国籍生徒の高校進学者が近年増加傾向をみせる中､外国籍生徒がいかなる学習環境に置かれているのかについて、国や地方自治体の施策、ならびに実際に外国籍生徒を受け入れている公立高等学校 3 校およびブラジル人学校 1 校の事例を紹介し、教員に対する聴き取り調査、および参与観察をもとに、現状と課題について述べている。そして、その課題の解決に向けて、移住者の子どもの日本社会への適応を支援するための国と自治体の施策に関する、言語権の見地からの、以下のような提言を紹介している。

①日本語指導を公教育の中に位置づけ、日本語を母語としない児童・生徒の学習する権利を保障する。

②家庭内言語が日本語でない児童を対象に、入学前指導を実施する。

③年齢別学年制にとらわれず、習熟度に対応した日本語教育プログラムを開発し、教材を準備する。

④日本語指導に当たる専門の教員を配置する。また、教員だけでは指導しきれない部分を補うため、広く地域社会に人材を求め､非常勤､ボランティア等の日本語指導教員を配置する。これらの指導員には、一般教員と同等の身分的・法的保障を与える。

⑤移住者生徒の高校進学を保障するため、日本語を母語としない生徒の受入れ特別枠を設け、これを拡充する。

⑥公立学校受験における定員内不合格を、直ちに禁止する。

⑦本人の母語による高校受験を認める。

⑧両親の母語による情報と相談の機会を提供する。

⑨国は、これらの施策に必要な、指導要領における位置づけ、財源の確保などを行う。

次に、第2部に収載されている工藤眞由美「複数の日本語への視点」について。近年の Contact Linguistics の進展によって、ごたまぜの本物ではない言語（スティグマを負った言語）として好奇心の対象でしかなかったピジンとクレオールは、今や、あらゆる言語の発達や変化に関する研究分野の中心的存在になった。ピジンとクレオールは、粗野な崩れた言語ではなく創造的な再構築プロセスであることが明らかになってきている。工藤を中心とするメンバーは、国際的な Contact Linguistics の展開を踏まえて、(1) ブラジル日系社会におけるコロニア語、(2) 沖縄県那覇を中心とするウチナーヤマトゥグチ、(3) ブラジル沖縄系コミュニティーにおける日本語、琉球語、ポルトガル語の言語接触、という3つのダイナミックな言語接触現象の調査研究を進行させたのである。「Contact Linguistics の発展によって、English ならぬ Englishes という観点が常識化しつつあるが、日本語についても、複数の日本語という脱中心化の観点が重要になってくると思われる。」という指摘は正鵠を射たものである。

ところで、言語は「陸軍や海軍が背後に控える方言」であると言われることがあるように、言語と方言の区別は、基本的には社会的・政治的な理由が根拠になっている。言語接触現象は、純粋性や規範性を前提とするような言語主義に対峙して、話し手と聞き手が会話の協調を創造し、維持するために備えていなくてはならないコミュニケーション能力とは何かという本質的な問題を提起するものであると言えよう。

最後に、第3部に収載されている簡月真「台湾におけるリンガフランカとしての日本語」について。どの言語にもバリエーションが不可避な特徴として存在するのであるが、これは第1言語に限らず、第2言語にも観察される。バリエーションという現象は、個々の話し手を観察していると無秩序のように見えるが、話者の属性などに

よる違い、および同一の話者によって切換えられるスタイルの違いを整理することによって、多様性の中に規則性を見出していくことができるのである。簡は、台湾でリンガフランカとして使われ、いまや消滅の過程にある「台湾日本語」を対象に、このバリエーション理論の考えを基礎に、話者の日本語能力による違い、および同一の話者によって切換えられるスタイルの違いを詳細に分析している。

参考文献

金水敏（2003）『ヴァーチャル日本語 役割語の謎』岩波書店
真田信治〔編〕（2006）『社会言語学の展望』くろしお出版
真田信治・庄司博史〔編〕（2005）『事典 日本の多言語社会』岩波書店
津田葵・真田信治・工藤真由美〔責任編集〕・山下仁〔編〕（2007）『言語の接触と混交』大阪大学 21 世紀 COE プログラム「インターフェイスの人文学」研究報告書第 6 巻
野呂香代子・山下仁〔編〕（2001）『「正しさ」への問い 批判的社会言語学の試み』三元社

付記：

本稿は、国立台湾大学日本語文学系での公開講座（2009.4.28）において、「日本社会言語学の視点」と題して話した内容に若干の加筆をしたものである。

（奈良大学文学部教授・大阪大学名誉教授）